

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道厚真町立厚真中学校 令和6年(2024年)年4月10日

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめ
とは?

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるのでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、厚真中学校いじめ防止委員会で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策委員会により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

**厚真町立厚真中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧ください。**

- ・いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ・いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行う。
- ・いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行う。
- ・生徒が人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

**厚真町立厚真中学校
いじめ防止委員会の
役割や活動**

- 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、特別支援教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- 役割：いじめの未然防止（いじめが起きにくい、許さない環境づくり）、早期発見及び事案対処（いじめの相談・通報の窓口）、基本方針に基づく取組の実施・評価・検証・修正、いじめや問題行動の情報収集・記録・対応・情報共有、いじめに関わる校内研修、保護者との連携

**厚真町立厚真中学校
いじめ防止
年間の取組内容**

- いじめ防止委員会・・・「いじめ防止基本方針」の内容確認、見直し、いじめアンケートの検証
- 未然防止の取組・・・生徒会活動（いじめ撲滅ピンクシャツ運動、委員会活動などの縦割り活動）、情報モラル教室
- 早期発見の取組・・・ネットパトロール、いじめアンケート、hyper-QU、教育相談、二者・三者懇談
- 保護者及び地域との連携・・・学年懇談会、学校評価、コミュニティスクール

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の厚真中学校のいじめ防止委員会担当は、(教頭：福岡 生徒指導主事：中島)です。

連絡先 0145-27-2439

北海道教育委員会・厚真町教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間帯
北海道子ども相談支援センター	0120-3882-56	毎日 24 時間
	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター	011-612-5030	平日 9～12 時 12～17 時
	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
胆振教育局相談電話	0143-22-6594	月～金 8：45～17：30
町教育委員会学校教育グループ	0145-27-2494	月～金 8：30～17：30

